

2024 年 7 月 23 日

L P ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

令和 6 年 4 月 2 日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正省が公布されました。有限会社山商は、この法改正に伴い、法を順守し、以下のように行動指針を掲げて取り組んでまいります。

○ 過大な営業行為の制限（令和 6 年 7 月 2 日施行）

正常な商慣行を超えた利益の供与及び L P ガス事業者の変更を制限するような契約の締結は行いません。

○ 三部料金制の徹底（令和 7 年 4 月 2 日施行）

基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底します。

○ L P ガス料金の情報提供（令和 6 年 7 月 2 日施行）

お客様及び入居希望のお客様の料金情報の公表及び説明に努めてまいります。

○ 組織体制の整備

本コミットメントを実践するための組織体制を構築し、お客様から選ばれる L P ガス事業者となることを目指します。